

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成21年4月14日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備作業）
- 2 作業期間 平成20年7月15日から平成21年3月27日まで
- 3 作業地域 佐賀市及び鳥栖市